男鹿市条例第７号

男鹿市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例

男鹿市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（平成１７年男鹿市条例第６０号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（普通財産の譲与又は減額譲渡） 第３条　普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価より低い価額で譲渡することができる。 ⑴～⑷　（略） ⑸　普通財産である土地を10年以上賃借している者が、当該土地に居住の用に供する建物を所有し、現に居住している場合において、当該土地を公用又は公共用に供することが見込まれないと市長が認め、当該賃借している者に譲渡するとき。 ⑹　（略） ２及び３　（略）	（普通財産の譲与又は減額譲渡） 第３条　普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価より低い価額で譲渡することができる。 ⑴～⑷　（略） ⑸　（略） ２及び３　（略）
備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。